

# 令和4年12月1日からNPO法人の手続が変わります！

## 1. 公開書類の提出が不要になります

県民の閲覧やコピーのため、定款変更認証などの後に県に提出していた公開書類は、提出が不要になります。【公開書類の提出が不要となる手続： 設立、定款変更、合併、認定(特例認定)】

### <不要となる公開書類の例>

定款変更認証の後に提出していた定款、認証書の写しなど

※ 定款変更に係る登記完了届や、毎年提出している事業報告書等は、今後も提出が必要です。

## 2. 役員の就任承諾誓約書が本人直筆の場合等は、住民票(写)の提出が不要になります

役員変更届時などの新任の役員について、A B両方の要件を満たし、所轄庁が住民基本台帳ネットワークで本人確認できる場合に限り、住民票の写しの提出が不要になります。

### ① 住民票の写しの提出が不要となる手続

設立、役員変更、合併

### ② 住民票の写しの提出が不要となる要件

#### A. 役員の就任承諾・誓約書を本人が直筆で記入している

※障害があるなどの理由で直筆が難しい場合は、個別に御相談ください。

#### B. 役員の氏名や住所が正しく記載されている

### 要注意

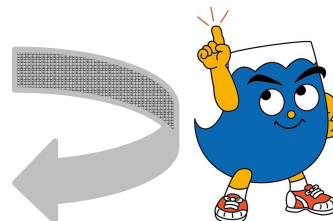
※新字・旧字・異体字 高 崎 恵 ⇔ 高 崎 恵  
※地番・住居表示 ○丁目△番地◇ ⇔ ○丁目△番◇号  
※集合住宅 コーポ葵 101 号 ⇔ コーポ葵 101 号室

悪い例：氏名 浜ちゃん ×旧姓、ペンネーム  
住所 追手町9-6 ×略字

良い例：氏名 静岡 浜男  
住所 追手町9番6号

※11月30日(水)までは住民票の写しの提出が必要です。

11月30日まで	申請・届出書類と住民票の写しを提出
12月1日以降 A B両方満たす場合	申請・届出書類のみ提出



詳細はふじのくにNPOホームページで御確認ください。

ふじのくにNPO

検索

